外国語指導員（NET）の労働条件の変更に関する項目

府教育委員会としては、附帯決議の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員制度への移行に当たり、外国語指導員に不利益が生じないよう、適正な勤務条件の確保に努めた。

休暇制度以外の勤務条件（期末手当の支給、懲戒の基準、分限の基準）については、平成30年12月18日付け「地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う非常勤職員の勤務労働条件の改正について（提案）」にて提案済みである。

報酬額については、会計年度任用職員制度への移行により期末手当が支給されることから、年間受取額は増額するものと考える。

外国語指導員（NET）の年次休暇、病気休暇、服喪休暇、結婚休暇に関する項目

府教育委員会としては、会計年度任用職員制度への移行に当たり、外国語指導員に不利益が生じないよう、適正な勤務条件の確保に努めてきた。

　年次休暇については、労働基準法に基づき、継続勤務年数に応じた日数が付与されるとともに、前年度に付与され消化されなかった日数については次年度に繰り越すことができる。